

●香川県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年11月17日から同年12月8日まで一般の縦覧に供する。

平成29年11月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松長尾大内線（10号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市土居74番1地先から	前	7.8~28.7	115	河川改修工事の完了に伴う仮設道の撤去
		9.5~16.2	122	
東かがわ市町田696番2地先まで	後	7.8~28.7	115	